

# 子ども・子育て支援事業等に対する神戸市後援名義の使用許可に関する要綱

{平成30年3月19日 こども家庭局長決定}

## (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市の子ども・青少年の健やかな育ちや子育て支援の充実を図るために催される事業等（以下「行事」という。）に対して、神戸市の後援名義の使用を許可するために必要な事項を定めるものとする。

## (申請手続)

第2条 後援名義の使用許可を受けようとする団体は、名義使用の許可を必要とする期日の原則として2週間前までに様式1に定める「子ども・子育て支援事業等に対する神戸市後援名義の使用許可申請書」及び第3条に定める内容を証明する関係書類を添えて神戸市に申請するものとする。

## (後援の要件)

第3条 前条で申請された行事の内容が、次に掲げるすべての要件に適合している場合には、後援名義の使用を許可することができる。ただし、当該行事について、その目的・内容からみて、神戸市が適当でないと思えたものについては、この限りでない。

- (1) 団体が行う子ども・子育て支援事業等の啓発・推進活動であること
- (2) 神戸市の子ども・青少年の健やかな育ちや子育て支援の充実に寄与するものであること
- (3) 広く一般に公開されていること
- (4) 政治活動または宗教活動でないこと
- (5) 営利を主目的とした団体の本来業務または、営利を目的とする活動でないこと
- (6) 公序良俗に反さないこと

## (行事の実施)

第4条 神戸市が後援名義の使用を許可する場合には、様式2に定める「子ども・子育て支援事業等に対する神戸市後援名義の使用許可書」の交付により行うこととする。

2 後援名義の使用の許可を受けた行事は、主催者が一切の責任を負って、申請内容に従って実施するものとする。

## (後援の取消)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、後援名義の使用の許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条の申請及び資料に虚偽の事項があったとき
- (2) 行事内容が第3条に定める要件を欠くことが判明したとき
- (3) その他神戸市が必要と認めるとき

## (行事の報告)

第6条 主催者は、行事の実施終了後、速やかに行事報告書及び関係書類を神戸市に提出しなければならないものとする。

第7条 その他、子ども・子育て支援事業等に対する神戸市の後援名義についてこの要綱に定めのない事項については、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

神戸市長宛

住所： \_\_\_\_\_

団体名： \_\_\_\_\_

代表者： \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 ( )

担当者： \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援事業等に対する神戸市後援名義の使用許可申請書

このたび、下記行事を開催するにあたり、神戸市の後援を得たく、「子ども・子育て支援事業等に対する神戸市後援名義の使用許可に関する要綱」第3条に定める内容を証明する関係書類を添えてここに申請します。

なお、許可を得た際は、行事開催について一切の責任を負い、政治活動・宗教活動その他本件開催目的の趣旨に反する活動及び行事は一切行わないことを誓約します。

上記誓約に違反した場合には、後援取り消しの措置を受けても異存はありません。

また、行事の実施終了後すみやかに行事報告書及び収支明細書等関係書類を提出いたします。

記

1. 行事名

2. 開催期間 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )

3. 開催場所

4. 開催趣旨

5. 行事内容

6. 入場者数

7. 入場料の有無 無 ・ 有 (有の場合の料金 大人 、子供 )

8. 主催団体名

9. 他の後援申請先

10. その他

(様式2)

(公印省略)  
神 こ 企 第 号  
年 月 日

様

神戸市長 久元 喜造

### 子ども・子育て支援事業等に対する神戸市後援名義の使用許可書について

令和 年 月 日付けで申請がありましたみだしの件について、下記のとおり後援名義の使用を了承し許可いたします。

#### 記

1. 後援内容

- (1) 名 称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 主 催

2. 後援名義 神戸市

3. 使用許可期間 承認の日から令和 年 月 日まで

4. 使用許可条件

政治活動、宗教活動、その他本件後援の趣旨に反する活動及び行事を行った場合は、後援名義の使用許可を取り消します。

その場合、使用許可を取り消すことについて何ら異議を申し立てないことを条件とします。

5. その他

事業終了後に速やかに、実績報告書を提出してください。

神戸市こども家庭局  
課  
電話 ( ) -